

（前部反射器）

**第三十五条** 被けん引自動車の前面の両側には、前部反射器を備えなければならない。

- 2 前部反射器は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（前部反射器）

**第47条** 前部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第35条第2項の告示で定める基準は、別添60「前部反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては別添60「前部反射器の技術基準」別紙5の3.1の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80%以上の値であること。」と、同別添別紙3.2の規定中「基準軸（ $V = H = 0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸（ $V = H = 0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値の80%以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあつては別添60「前部反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.、5.1.後段及び6.の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙4の2の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号第5改訂版2.30.」とあるのは、「協定規則第48号第5改訂版2.30.」と読み替えるものとする。

- 2 前部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第5改訂版5.及び6.（6.19.を除く。）の技術的な要件に定める基準とする。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2011.10.28】〈第一節〉第47条（前部反射器）

（前部反射器）

**第125条** 前部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第35条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、前部反射器の反射部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 前部反射器は、夜間にその前方150mの距離から走行用前照灯（第120条第1項第1号の走行用前照灯（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものを除く。）第126条及び第132条において同じ。）をいう。）で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。この場合において、その反射部の大きさが10cm<sup>2</sup>以上である前部反射器は、この基準に適合するものとする。
  - 二 前部反射器の反射部は、文字及び三角形以外の形であること。この場合において、O、I、U又は8といった単純な形の文字又は数字に類似した形状は、この基準に適合するものとする。
  - 三 前部反射器による反射光の色は、白色であること。
  - 四 前部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる前部反射器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部反射器
  - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた前部反射器又はこれに準ずる性能を有する前部反射器
- 3 前部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一 前部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1.5m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。
  - 二 前部反射器の反射部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。
  - 三 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部反射器の反射部は、前部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面（前部反射器の反射部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方5°の平面）並びに前部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部反射器の内側方向30°の平面（被牽引自動車に備える前部反射器にあっては、内側方向10°の平面）及び外側方向30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場

合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

四 前部反射器の取付位置は、前各号に規定するほか、第 123 条第 3 項第 5 号の基準に準じたものであること。

五 前部反射器は、自動車の後方に表示しないように取り付けられていること。

六 前部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第 1 項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

4 次に掲げる前部反射器であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部反射器

二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える前部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部反射器又はこれに準ずる性能を有する前部反射器

（前部反射器）

**第 203 条** 前部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第 35 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、前部反射器の反射部の取扱いは、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。

- 一 前部反射器は、夜間にその前方 150 m の距離から走行用前照灯（第 198 条第 1 項第 1 号の走行用前照灯（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものを除く。）第 204 条及び第 210 条において同じ。）をいう。）で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。この場合において、その反射部の大きさが 10cm<sup>2</sup> 以上である前部反射器は、この基準に適合するものとする。
  - 二 前部反射器の反射部は、文字及び三角形以外の形であること。この場合において、O、I、U 又は 8 といった単純な形の文字又は数字に類似した形状は、この基準に適合するものとする。
  - 三 前部反射器による反射光の色は、白色であること。
  - 四 前部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる前部反射器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部反射器
  - 二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた前部反射器又はこれに準ずる性能を有する前部反射器
- 3 前部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 35 条第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。
- 一 前部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上 1.5 m 以下、下縁の高さが地上 0.25 m 以上となるように取り付けられていること。
  - 二 前部反射器の反射部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。
  - 三 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部反射器の反射部は、前部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面（前部反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75 m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方 5° の平面）並びに前部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部反射器の内側方向 30° の平面（被牽引自動車に備える前部反射器にあつては、内側方向 10° の平面）及び外側方向 30° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場

合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

四 前部反射器の取付位置は、前各号に規定するほか、第 201 条第 3 項第 5 号の基準に準じたものであること。

五 前部反射器は、自動車の後方に表示しないように取り付けられていること。

六 前部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第 1 項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

4 次に掲げる前部反射器であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部反射器

二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える前部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部反射器又はこれに準ずる性能を有する前部反射器